






受監第 元年 10月 18日	代表 委員	副 委員	監 査 員	合 議	
					

受総第568号

令和元年10月18日

琴浦町監査委員 稲田 裕司 様

同 桑本 始 様

琴浦町長 小松 弘明



平成30年度決算審査意見書における審査意見等について(回答)

令和元年8月20日付発監第15号、発監第16号及び発監第17号で提出を受けました決算審査意見書にて意見等のありました事項については、別紙のとおり対応を検討しています。



平成30年度決算審査意見書に対する回答

一般会計・特別会計

審査意見等	担当部署	回答(対応方針)
(1)滞納金精査と不納欠損処理について	税務課 子育て応援課 福祉あんしん課 すこやか健康課 商工観光課 建設環境課 教育総務課 人権・同和教育課	<p>滞納の回収には文書による催告などで自主納付に努めているが、納付に至らない場合は、滞納の原因及び滞納者との交渉経過を確認し、財産調査、現況調査等を行い、滞納金の内容について回収可能かどうか見極めています。その結果、回収できる資産も無い等法的理由に該当する場合は、不納欠損の処理を行っているところです。</p> <p>町では、現年分の徴収を徹底して行き、新たな滞納を発生させないことを基本としています。現年分の徴収においては、滞納額が膨らむ前に督促発送後、電話及び臨宅催告を行い、財産調査後、早めの滞納処分を実施しています。今後も現年分の取組強化を継続するとともに、滞納分については広域連合の力を借りるほか、法的手段を取るなど徴収の強化に努めていきます。</p>
(2)明許繰越金について	農林水産課 建設環境課	<p>台風24号災害復旧事業については、令和元年度内の完成を目指し、順次工事発注を行ってきましたが、建設資材の供給遅れや専門技術者の不足等により、入札不調が相次いでいる状況です。</p> <p>このことから、次年度にわたり災害復旧を推し進めることとして、令和元年9月議会において、平成30年度繰越予算を令和元年度予算へ組み替える補正予算を提案し、承認いただきました。</p> <p>今後も関係各所と調整を行い、計画的な工事発注に努めるとともに、早期の災害復旧に全力を尽くします。</p>
(3)公共施設の利用促進について	総務課 社会教育課	<p>公共施設の利用促進においては、レビュー評価にもあったようにこれまでの直営管理に限ることなく、指定管理者制度の活用など民間活力の導入による行政サービスの質の向上を目指しています。</p> <p>また、公共施設等総合管理計画に基づく、個別施設計画の策定においては、レビュー評価でもあった「量を減らし、質を高める」考えを徹底し、施設の集約などにより、将来負担の軽減に努めます。</p>
(4)職員研修等人材の育成について	総務課	<p>昨年度より市町村アカデミー等県外研修施設への職員派遣の取組を強化し、職員の専門的知識及び技術の習得を図っています。</p> <p>今後も社会環境、業務内容等の変化に迅速に対応できるよう、外部の専門人材を有効に活用するとともに引き続き職員の人材育成に努めます。</p>
(5)琴浦町産農畜水産物の町内地産地消の推進について	商工観光課 農林水産課	<p>「とっとり琴浦グランサーモン」については、現在もスタンブラリーなどの開催により、ブランド化を推進しているところです。引き続き関係者との連携を図り、町の新たな特産品として多くの方に親しまれるよう推進していきます。</p> <p>また、町産農畜水産物の販売拡大を目的として、大型ショッピングセンターでのフェアや東京での物産展開催、バイヤーを招いた商談会などを開催してきましたが、JA、漁協など関係機関の意向も踏まえ、より効果的な施策を検討します。</p>

平成30年度決算審査意見書に対する回答

(6)道の駅の活用について	商工観光課	<p>道の駅については、本町の重要な観光拠点と捉え、今年度から実施する「コトウラ観光産業化プロジェクト」において、より有効な活用策を検討していきます。</p> <p>また、現在策定を進めている「第2次琴浦町観光ビジョン」においても、重要施策の1つと位置付け、琴浦町産業全体の活性化につながるよう、関係団体等との連携を図りながら推進していきます。</p>
(7)基金残高の減少について	総務課	<p>財政調整基金については、平成30年度は災害復旧のため約5億円を取り崩しました。</p> <p>この度の令和元年度9月補正で1億400万円を積み立て、現在は約9億円となっています。今後、頻発する災害に備えて、町の標準財政規模60億円の20%程度である約13億円を目安に積み立てる方針です。</p> <p>また、令和4年度に実質公債費比率がピークを迎えることに伴い、過去の高利率の起債の繰上償還も併せ行いながら、健全な財政運営を図っていきます。</p>

平成30年度決算審査意見書に対する回答

水道事業会計		
審査意見等	担当部署	回答(対応方針)
(1)営業利益の向上について	建設環境課	有収率の向上を図るため、漏水が疑われる経年管を中心に漏水調査を行い、水道事業ビジョンと照らし合わせながら順次更新を行います。 また、水道使用料についても収支計画に基づき、今後見直しを検討します。
(2)老朽設備の更新について	建設環境課	水道事業ビジョン(管路及び施設の耐震化・更新計画)に基づき、具体的な年度更新計画を策定し、老朽設備の更新を行います。 また、耐震化率を高めるため、耐震管による布設替を推進するとともに、施設の更新については、施設利用率向上のため、施設の統廃合及びダウンサイジングを行います。
(3)地理的要件の課題	建設環境課	水道事業ビジョンの中に新水源の開発など施設整備計画について盛り込む予定です。 また、近隣自治体とも供給し合えるよう協議を行います。
(4)企業債の償還について	建設環境課	企業債については、建設改良費により発生したものであるため、今後においては、水道事業の収支計画等により健全な償還計画を立て、確実に償還を行います。 なお、繰上償還については、本来の償還期限までの利子相当額を補償金として支払うことが条件となるため、現在のところ考えていません。
(5)滞納及び不納欠損について	建設環境課	納期限を過ぎても水道料金が納付されない場合は、督促状の送付や電話催告により、自主的な納付を促しています。 また、半年ごとに催告書を送付して、過年分の滞納状況を確認してもらい、納付を促しています。 こうした督促や催告にもかかわらず、納付をされない場合は、やむを得ず給水停止を行い、新たな滞納を生じさせないようにしています。 なお、令和元年度においては、高額滞納者に対して支払督促の申立てを行い、債務名義を取得した後は、強制執行により債権回収を行う予定です。
(6)まとめ	建設環境課	本町における水道事業の経営状態については、人口減少等により給水収益が緩やかに減少していることや漏水等が起因する有収率の低下等が見られ、早期の改善を図ることが必要です。 また、今後水道事業ビジョンに基づき、老朽化した管路及び施設の更新に当たり、ダウンサイジング・統廃合等によりインフラを整備していく必要があります。